

ご契約に関する重要事項（低圧のお客さま）

本書面を必ずご確認ください！

本書面は電気のご契約に関する重要事項をご説明するものです。本書面に記載のない事項については、低圧特別約款〔基本契約要綱〕（北陸エリア以外）および低圧特別約款〔料金表〕（北陸エリア以外）によります。

電気料金の計算方法

電気料金	=	基本料金	+	電力量料金 ご使用量(kWh) × 電力量料金単価	±	燃料費調整額 ご使用量(kWh) × 燃料費調整単価	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金 ご使用量(kWh) × 再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価
------	---	------	---	------------------------------	---	-------------------------------	---	--

燃料費調整単価の変動幅に上限がありませんので、燃料価格が著しく高騰した場合には、これにともない燃料費調整額も高くなります。

燃料費調整単価の算定方法

- 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭それぞれの3か月の貿易統計にもとづき、平均燃料価格を算定します。
- 算定した平均燃料価格と燃料費調整の基準となる基準燃料価格（86,100円/kl）との差額および平均燃料価格が1,000円変動した場合の基準単価（18銭3厘/kWh）にもとづき、以下の算式で燃料費調整単価を算定します。

平均燃料価格が86,100円/klを
上回る場合（**プラス調整**）

$$\text{燃料費調整単価（円/kWh）} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{18\text{銭}3\text{厘}}{1,000}$$

平均燃料価格が86,100円/klを
下回る場合（**マイナス調整**）

$$\text{燃料費調整単価（円/kWh）} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{18\text{銭}3\text{厘}}{1,000}$$

※ 燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、当社ホームページをご確認ください。

契約種別ごとの基本料金単価および電力量料金単価は
次ページの料金単価表をご確認ください。

その他費用のご負担について

「**工事費等の負担**」に関する内容について

詳細はご契約に関する重要事項の [11](#) を
ご覧ください。

「**需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう
料金および工事費の精算**」に関する内容について

詳細はご契約に関する重要事項の [12](#) を
ご覧ください。

販売エリア

- 首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部（富士川以東））
- ※離島（離島等供給約款適用地域）を除く

お問い合わせ先 **0120-418969**

北陸電力 首都圏

検索

スマートフォン、
携帯電話を
ご利用の方はこちら →



受付時間／月～金曜日：9時～17時（祝日・年末年始を除く）

北陸電力株式会社 [小売電気事業者登録番号 A0271] 〒930-8686 富山県富山市牛島町15番1号

ご契約に関する重要事項（低圧のお客さま）

料金単価表

料金単価（消費税等相当額を含む）は円単位で記載しております。

■北陸かがやき契約

料金の区分		単位	料金単価
基本料金	10アンペアまたは1kVAにつき		392.06
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	29.85
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	35.07
	300kWhをこえ400kWhまで	〃	36.31
	400kWhをこえる	〃	39.08

■ANAマイレージ契約

料金の区分		単位	料金単価
基本料金	10アンペアまたは1kVAにつき		392.06
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	29.85
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	36.09
	300kWhをこえる	〃	38.73

お客さまが支払われた1月の電気料金*200円につき1マイルを付与いたします。

※消費税等相当額および再エネ賦課金を除いた電気料金

■北陸Bizかがやき契約

料金の区分		単位	料金単価
基本料金	10アンペアまたは1kVAにつき		513.47
電力量料金		1kWh	33.66

■低圧電力

料金の区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1,139.90
電力量料金	夏季	1kWh	27.90
	その他季	〃	26.28

※夏季：7月1日～9月30日 その他季：10月1日～6月30日

ご契約の申込み等について

1. ご契約の申込み（新規・変更・廃止）

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ、低圧特別約款〔基本契約要綱〕（北陸エリア以外）（以下「要綱」といいます。）、低圧特別約款〔料金表〕（北陸エリア以外）（以下「料金表」といいます。）ならびに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）における需要者に関する事項を承認のうえ、原則インターネットもしくは当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。

なお、お客さまがANAマイレージ契約を希望される場合は、全日本空輸株式会社の運営するANAマイレージクラブ会員であるお客さまのANAマイレージクラブお客様番号を明らかにしてお申込みをしていただきます。

(2) 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契

約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

(3) お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の需給契約を廃止することはできません。ただし、当社が認める場合は、この限りではありません。

2. ご契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、やむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日によって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、原則として、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の期間をいいます。）の末日までといたします。

(3) 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社のいずれからでも契約変更等の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

(4) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)および(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

3. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 当社からの申出による契約の解約等

(1) 当社は、要綱の定めにもとづき、お客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社は、解約の15日前までにお知らせいたします。

(2) お客さまが、1（ご契約の申込み）(3)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないこと

ご契約に関する重要事項（低圧のお客さま）

が明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

供給電圧、周波数および契約電力について

5. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

6. 契約電流・契約容量・契約電力

(1) 契約電流

契約電流は、原則として、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(2) 契約容量

契約容量は、原則として、3キロボルトアンペア以上とし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、要綱別表2（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。

(3) 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、要綱別表2（契約容量および契約電力の算定方法）(2)により算定された値といたします。ただし、当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たに要綱および料金表にもとづく需給契約を希望される場合で、お客さまが当社以外の小売電気事業者との需給契約により料金表3（契約電力）以外の方法で契約電力を定めていたときは、料金表3（契約電力）にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電力等を基準として、協議により契約電力を定めることがあります。

料金の算定およびご請求について

7. 検針日および使用電力量の計量

(1) 検針日は、当該一般送配電事業者等が託送供給等約款等にもとづき、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(2) 使用電力量は、託送供給等約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

8. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は日割計算をいたします。

9. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

(1) お客さまの料金の支払義務は、原則として、検針日に発生いたします。また、支払期日は、原則として、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

(2) お客さまが、料金を支払期日経過後に支払われた場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を

を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は延滞利息を申し受けません。

10. 料金その他のお支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、原則として、クレジットカード立替払いにより支払っていただきます。また、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。

その他費用のご負担について

11. 工事費等の負担

(1) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に、お客さまからその金額を申し受けます。

(2) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

12. 需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款等にもとづき当該一般送配電事業者等から料金および工事費負担金等相当額を請求されたときは、原則として、その金額を申し受けます。

お客さまのご協力

13. 電気の使用にもなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、託送供給等約款等の定めにしたがい、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送配電事業者等がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

14. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、要綱、料金表等または託送供給等約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

15. 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ご契約に関する重要事項（低圧のお客さま）

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

その他

16. 違約金および設備の賠償

- (1) お客さまが料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

17. 損害賠償の免責

当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

18. 書面交付義務

契約締結後に交付する書面については、当社が指定する次のいずれかの方法を用いてお知らせいたします。

・電子メールの送信 ・Webページでの閲覧

19. 申込みに伴う不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- (1) 現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- (2) 現在の需給契約において、ポイント等の特典がある場合には、解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- (3) 現在の需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- (4) 現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

20. 信用情報の共有

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

21. その他の事項

- (1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、要綱および料金表を変更することがあります。この場合には、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- (3) この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。